

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第32号

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市児童福祉法施行細則（昭和62年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（費用の徴収）</p> <p>第3条 法第21条の6の規定により行われた障害福祉サービスの提供又は提供の委託に関し被措置者又はその扶養義務者から徴収する費用の額は、<u>同一の月につき、被措置者が受けた指定障害者福祉サービス等（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者福祉サービス等をいう。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）から、同条第3項の規定により得た額を除いた額とする。</u></p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>（入所の手続）</p> <p>第4条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 省令第24条第2項に規定する申込書は、<u>保育所入所申込書（兼保育児童台帳）（第2号様式）</u>によるものとする。</p> <p>（入所の依頼等）</p> <p>第5条 福祉事務所長は、前条第1項の助産施設</p>	<p>（費用の徴収）</p> <p>第3条 法第21条の6の規定により行われた障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託に関し、<u>障害児又はその扶養義務者から徴収する費用の額は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第3項の規定により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）から、同項又は第4項の規定による額を除いた額とする。</u></p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>（入所の手続）</p> <p>第4条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 省令第24条第2項に規定する申込書は、<u>保育所入所申込書（第2号様式）</u>によるものとする。</p> <p>（入所の依頼等）</p> <p>第5条 福祉事務所長は、前条第1項の助産施設</p>

<p>入所申込書、同条第2項の母子生活支援施設入所申込書又は同条第3項の<u>保育所入所申込書</u>（兼保育児童台帳）を受理したときは、その適否を調査し、法第22条第2項の規定による助産の実施、法第23条第2項の規定による母子保護の実施又は法第24条第1項の規定による保育の実施（以下「保育の実施等」という。）をする必要があると認めるときは、その入所させようとする児童福祉施設の長にその旨を依頼するものとする。省令第22条第5項の規定による入所の実施の申込みを勧奨する場合も同様とする。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>（徴収額の通知）</p> <p>第13条 市長は、徴収額を決定したときは、助産施設（母子生活支援施設）負担金決定（変更）通知書（第11号様式）又は<u>保育料決定通知書</u>（第12号様式）により、入所者等にその旨を通知するものとする。</p>	<p>入所申込書、同条第2項の母子生活支援施設入所申込書又は同条第3項の<u>保育所入所申込書</u>を受理したときは、その適否を調査し、法第22条第2項の規定による助産の実施、法第23条第2項の規定による母子保護の実施又は法第24条第1項の規定による保育の実施（以下「保育の実施等」という。）をする必要があると認めるときは、その入所させようとする児童福祉施設の長にその旨を依頼するものとする。省令第22条第5項の規定による入所の実施の申込みを勧奨する場合も同様とする。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>（徴収額の通知）</p> <p>第13条 市長は、徴収額を決定したときは、助産施設（母子生活支援施設）負担金決定（変更）通知書（第11号様式）又は<u>保育料決定（変更）通知書</u>（第12号様式）により、入所者等にその旨を通知するものとする。</p>
---	--

別表第2備考第6項中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改める。

第2号様式を次のとおり改める。  
第2号様式(第4条関係)

(表)  
保育所入所申込書(兼保育児童台帳)

年 月 日

瀬戸市福祉事務所長 殿						〒 _____
年度	園児番号	保育年齢	年度	園児番号	保育年齢	住所 瀬戸市 _____
	-			-		保護者氏名 _____ 印
	-			-		電話番号 _____
	-			-		(携帯) _____ ( )
	-			-		入所に関する連絡先 _____ ( )

次のとおり保育所への入所について申し込みます。

ふりがな	生年月日		男・女	受付年月日	年 月 日		備考	
入所児童の氏名	年 月 日			保育年齢	長・中・少・2・1・0			
ふりがな	生年月日	続柄	性別	職 業 ・ 学 校 名	前年度分 市町村民税		前年分 所得税	備考
-----	. .	父	男		均 円	円		
-----	. .	母	女		均 円	円		
-----	. .		男・女		均 円	円		
-----	. .		男・女		均 円	円		
-----	. .		男・女		均 円	円		
-----	. .		男・女		均 円	円		
-----	. .		男・女		均 円	円		
-----	. .		男・女		均 円	円		
入所を希望する保育所の名称	第1希望 保育園(希望理由)				<平日保育> 普・長・延		<土曜日保育> 無・普・長・延	
	第2希望 保育園(希望理由)							
	第3希望 保育園(希望理由)							
	第4希望 保育園(希望理由)							
上記保育所に入所できない場合	さらに調整を希望する・しない (必ずいずれかを で囲んでください。)							
保育実施の希望期間	年 月 日 から 年 月 日まで							
保育の実施を必要とする理由(該当する番号を で囲んでください。)	1 昼間に居宅外で労働することを常態としているため 2 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としているため 3 妊娠中であるか又は出産後間がないため 4 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有しているため 5 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護しているため 6 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっているため 7 その他( )							
代理権授与 児童の発達に関する情報の収集について	保護者負担金算定に必要とする市民税に係る公簿の閲覧に関し所定の申請権限は、瀬戸市福祉事務所に委任します。 児童の入所の決定及び入所後の発達に応じた指導を目的として、健康課が所有する健康診査票等の情報の閲覧及び聞き取りを行うことを了承します。							
	父 氏名		印	母 氏名			年 月 日 印	

面 接

(裏)

送迎方法	徒歩・バイク・自動車・バス・自転車・その他( )	
送迎者	氏名: (続柄 )住所(別世帯の方):	
生活保護の状況	適用 有 ・ 無 (有の場合その時期 年 月 日から適用)	
前住所	年1月2日以降に住所変更をした方のみ記入してください。  ( 年 月 日瀬戸市の現住所へ)	
父 親 の 状 況	外勤	勤務先名(店名) _____ 業種 _____
	自営	業務内容 _____
	農業	所在地 _____ 電話番号 _____ ( ) 就労時間 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分 実働時間 _____ 時間 _____ 分 就労日数 1か月 _____ 日 就労始期 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 健康保険証(記号・番号) _____
	内職	耕作面積 田 _____ アール 畑 _____ アール 主な耕作物 _____
		家畜の保有状況 牛 _____ 頭 豚 _____ 頭 養鶏 _____ 羽
備考		

第4号様式を次のとおり改める。

第4号様式（第6条関係）

第	号
保育所入所承諾書	
年 月 日	
様	
瀬戸市福祉事務所長 印	
申込みのありました保育所への入所について、次のとおり承諾します。	
入所児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生 ( )歳児
入所保育所の名称	
保育の実施期間	
園児番号 延長有無	
備考	
1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、瀬戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）	
2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表とする者は瀬戸市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。	

第6号様式を次のとおり改める。

第6号様式（第6条関係）

第	号
保育所入所不承諾通知書	
第 年 月 日 号	
様	
瀬戸市福祉事務所長 印	
申込みのありました保育所への入所については、次の理由により入所できませんので通知します。	
児童の氏名	
生年月日	年 月 日
入所希望 保育所の名称	
理由	
<b>備 考</b>	
1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、瀬戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）	
2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表とする者は瀬戸市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。	

第8号様式中「殿」を「様」に、「解除（変更）します。」を「解除（変更）しましたので、通知します。」に改める。

第12号様式を次のとおり改める。

第12号様式（第13条関係）

第	号
保育料決定通知書	
年 月 日	
様	
瀬戸市長 印	
次のとおり保育料を決定しましたので、通知します。	
園児番号	
入所児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生 ( )歳児
入所保育所の名称	
保育の実施期間	
保育料の月額 及び納入方法	
<b>備 考</b>	
1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、瀬戸市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）	
2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表とする者は瀬戸市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。	

第14号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は平成23年10月1日から、第3条の改正規定（「若しくは」を「又は」に、「障害児」を「被措置者」に改める部分を除く。）は平成24年4月1日から施行する。